

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に採用され、○研究所○部に配属となり、その後出向等を経て平成○年○月以降、B県C市所在の会社Yセンターにおいて、レーザー研究等の業務に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日、Dクリニックに受診し「うつ病」と診断され、定期的に通院していたが、その後、平成○年○月からEクリニックに転医し「うつ病」の通院治療を受け、平成○年○月からはFクリニックに転医し「心的外傷後ストレス障害（診断書を除き、以下「PTSD」という。）、うつ病」との診断を受けた。

請求人によると、平成○年にレーザー装置の出力が出ないというトラブルが発生したため、緊急支援に入り徹夜を含む長時間労働に従事したこと、支援した事業が赤字になったという理由で平成○年○月の人事評価においてグループリーダーから部門での評価は通常では考えられない「B評価」になると告げられたことなどが原因で、同年○月に精神障害を発病し、その後、平成○年○月にグループリーダーから週報の提出について強く指導を受けたため精神障害が悪化したことから、同年○月○日、以前から時々診てもらっていたDクリニックに受診したとしている。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監

督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、G医師は、平成○年○月○日付け意見書及び同年○月○日付け意見書において、「うつ病エピソードを平成○年○月頃に発病し、薬物療法、精神療法により症状は軽快し、残業も出張も可能であった。平成○年○月以降、徐々に通院の間隔が延びて2、3か月に1回の時もあった。平成○年○月、残業が多く、不眠、息苦しい、頭が真っ白になる症状が出現したことから、この頃に（寛解状態であったものが）再発した。」旨の意見を述べている。H医師は、平成○年○月○日付け意見書及び平成○年○月○日付け診断書において、「うつ病については、精神科に通院を開始した平成○年○月頃に発病し、PTSDについては、上司との面談を契機に平成○年○月より思考力低下、気力低下、不安感、睡眠障害、抑うつ気分などの症状が出現し、報告書の作成、業務の遂行、上司との面談日の出勤も

困難となっており、この頃に発症したと考えられる。」旨の所見を述べている。これらの意見及び診断に対し、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は、既往歴として平成〇年〇月頃に『うつ病』を発病してDクリニックで加療中であったところ、同年〇月の時点では症状も安定し、通院の間隔も延びてきていることが確認でき、1日8時間程度の通常業務に従事していた状況等から、少なくとも同月以降は寛解状態であったと認められ、増悪等もなく経過しており、請求人が発病時期と訴える平成〇年〇月頃には、カルテ上医学的に悪化を確認できる記載は認められず、平成〇年〇月〇日にI G Lとの人事面談、その後、同人からのメールを受けた以降、同年〇月〇日の受診時において、『報告書を書こうとすると頭が真っ白になる、息苦しい、人との話がおっくうになる。』等の症状を訴えたことで、パキシル、ビビットエースに処方変更となっており、主治医のG医師も同月頃に発病したとしていることから、同月中旬頃に『F 3 3 反復性うつ病性障害』を発病したものと判断する。なお、Fクリニックでの診断名はうつ病のほかにP T S Dとなっているが、診療録からはその障害の必須症状であるトラウマの回想、白昼夢、夢における出来事の反復性、侵入的な回想あるいは再現を読みとることはできないため、診断名はうつ病のみと考える。」旨の意見を述べている。

当審査会としては、請求人が平成〇年〇月頃にI C D - 1 0の診断ガイドラインによる「うつ病エピソード」を発病した以降の症状の推移に鑑み、専門部会の意見は妥当であると思料するものであり、決定書理由第2の2の（2）のイに説示するとおり、請求人は、P T S Dの発病は認められず、平成〇年〇月中旬頃にI C D - 1 0診断ガイドラインの「F 3 3 反復性うつ病性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

なお、請求人は、H医師が前記診断書において、発病時期は平成〇年〇月頃としていることを根拠として、発病時期は同月頃であると主張しているが、同医師は上記意見書において、「うつ病については、精神科に通院を開始した平成〇年〇月頃に発病した。」旨述べているところであり、上記診断書においては、平成〇年〇月頃にP T S Dを発病したと述べているものである。しかし、当審査会は、上記のとおり、請求人にP T S Dの発病は認められないと判断するところであり、請求人の主張は認められない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による出来事についてみると、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的な長時間労働は認められない。そこで、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人の心理的負荷となった出来事として決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)に説示するとおり、平成〇年〇月〇日の「IGLとの人事面談」及び同年〇月〇日の「同GLからのメール」であることが認められるので、検討する。

ア 請求人らは、これらの出来事については、認定基準別表第1の具体的出来事の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」により評価すべきである旨主張している。しかしながら、当審査会としては、決定書理由第2の2の(2)のウの(イ)で説示するとおり、IGLと請求人の間において、業務指導の範囲を逸脱するような発言や指導があったとまでは認められないことから、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめて、心理的負荷の評価をすることが妥当であると思料する。

イ まず、請求人によると、平成〇年〇月〇日のIGLとの人事面談において、同GLから「賞与の評価には姿勢は関係ないので一時金はA評価である。年間考課は、おそらく去年より悪くなる。」旨言われ、同月〇日の平成〇年度最終フィードバックにおいては「年間考課は一応A評価になった。ただ、週報を出していないことは部長も問題だと思っているようで、順位としては一番下の評価になる。」旨言われたとしている。

なお、請求人は、平成〇年〇月の人事面談において、IGLから「部門では週報を提出しないことを主な理由としてB評価（社会人失格）になる。」旨告げられたが、これは、戦力外、社会人失格とみなされているということで頭が真っ白になってしまうほどのショックであり、この出来事が発病の直接の原因であると主張しているが、同出来事は本件疾病発病の1年以上前の

出来事であり、発病原因に係る心理的負荷の評価の対象とはならない。

ウ 次に、請求人から提出された資料によると、平成〇年〇月〇日に I G L から「いつもながら週報を書いておらず、このままだと評価で問題となる（今でも、今までも問題である）。報告書、特許を提出するのは評価するが、週報を提出するよう再三命じているのに書かない行為は、基本的な業務に対する姿勢の欠如、報告義務違反等懲戒の対象に値する。真面目に週報を書いている人たちと同等の評価を行うことは不可能であり、これには情状酌量の余地はないことを理解願う。」旨のメールが送付されてきたとしている。請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「当該メールの内容から、もう逃げ道がないと思い、同月末に J に登録した。」旨述べている。I G L は、同年〇月〇日付け聴取書において、「平成〇年の〇に、出張先の K から請求人に週報の提出がないと問題になるといった内容のメールをした。週報が提出されないと評価ができないため、強めのメールを送った。ただ、メールは請求人以外に週報を提出していない研究員にも送っている。」旨述べ、同年〇月〇日付け電話聴取書において、「K に出張していた時、請求人に週報を提出するよう指導のメールを出したが、この時点で請求人は 1 年近く週報をほとんど出していなかったことからメールの内容も厳しいものにした。他のメンバーは注意すれば出してきたし、忙しい時でも 1 か月丸々出さないメンバーはいなかった。」旨述べ、同 G L が上記内容のメールを請求人に送った事情について説明している。

エ 上記イ及びウの出来事を認定基準別表 1 の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度はⅡ）に当てはめて、心理的負荷の強度を評価すると、次のとおりである。

I G L が平成〇年〇月〇日の人事面談において請求人に伝えた内容及び同年〇月〇日の請求人宛てに送付されたメールの内容は請求人にとって一定程度厳しいものであると受けとめられたと推認できるも、請求人は 1 年近く週報を提出しておらず、週報が提出されないと評価ができないこと、また、上司として、チームメンバーの週報をまとめて部長に報告する必要があることから、強い調子での指示になったものであり、業務指導の範囲内である強い指導がなされたものと考えることが相当である。この点、主任研究員である L は「I G L と請求人の間に何か問題があったとは思っていなかった。同 G

し、請求人に強く当たったりしているところも見ることがない。」と述べていることから、当審査会としても、当該出来事を心理的負荷の強度を判断する具体例に照らしてみると、「中」になる例の「上司から、業務指導の範囲内である強い指導・叱責を受けた」に該当すると判断する。

オ 出来事後の状況として特に考慮すべき事情は認められず、また、発病前において恒常的な長時間労働も認められないことから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のウの(カ)に説示するとおり、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は「中」であり、その全体評価も「中」と判断する。

(4) なお、請求人らのその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

(5) 以上のことから、請求人に発病した本件疾病は、業務による心理的負荷の評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。